

第3期健康日本21津島市計画（案）に関するパブリックコメントの結果

意見募集期間：令和8年1月5日（月）から23日（金）まで
 公開方法：市ホームページ、健康推進課（総合保健福祉センター内）、神守支所、神島田連絡所において閲覧により公開
 提出方法：郵送、FAX、電子申請、健康推進課、神守支所、神島田連絡所に設置してある投函箱へ投函
 意見：6件（1名）

意見及びそれに対する考え方

番号	該当項目	意見の概要	意見に対する考え方	対応
1	-	喫煙者を減らしていくために、禁煙支援にもご尽力されているかと思いますが (1) 貴市としても、喫煙者の禁煙相談やサポートに取組み（少なくとも自治体が行っています）、また薬局が禁煙相談に対応するよう連携されてはどうでしょうか？（市・県レベルで既にされているのかも） (2) 禁煙治療費の2/3～3/4の助成制度を設けてはどうでしょうか？（県と連携して）福島県南相馬市では3/4までの助成を行っています https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/14/1460/14601/1/18464.html 参考：喫煙者の禁煙のための禁煙外来治療費助成の自治体 https://notobacco.jp/pslaw/chiryohijosei.html	(1) 当市では、保健師による禁煙相談を行っており、今後も継続して実施して参ります。また、愛知県の薬剤師会が禁煙相談ができる薬剤師を禁煙サポート薬剤師として認定をしており、禁煙について相談することができます。 (2) 現在のところ、助成事業の実施の予定はございません。禁煙を目指す方のためどのような後押しができるのか今後推進ワーキング等の機会に検討させていただきます。	修正なし
2	-	タバコ病とされるCOPDにも取り組んでおいでので、11月第三週水曜が世界COPDデーなので、啓発周知スケジュールに入れてはどうでしょうか。	多くの方にCOPDを知っていただくために周知啓発は重要であると考えております。今後どのように啓発していくかは推進ワーキング等の機会に検討させていただきます。	修正なし
3	-	世界禁煙デーの催しもされているかと思いますが、より実効性とアピールを高めるためにも、催しの一環としてイエローグリーンライトアップに、（可能であれば）貴市も参加連携されてはどうでしょうか？（県内では豊田市や岡崎市が参加） https://notobacco.jp/pslaw/YGL2025gazo_koukai.pdf ※喫煙率を下げっていくために、とりわけ国の健康日本21（第三次）での2032～35年度までに「望まない受動喫煙のない社会の実現」目標を見据え、私どもも以下の情報提供を進めているところです。ご理解ご協力、また県および全国的な連携をよろしくお願いいたします。 情報提供 2026年世界禁煙デー：「受動喫煙をなくす願ひ：イエローグリーンライトアップ」などにご協力をお願いします https://notobacco.jp/jstc/2026YGLirai.pdf	多くの方に世界的な禁煙への取り組みを知っていただくために周知啓発は重要であると考えております。今後どのように啓発していくかは推進ワーキング等の機会に検討させていただきます。	修正なし
4	-	未成年者の喫煙ゼロ、妊婦の喫煙ゼロ目標と同じく、子どもたちの受動喫煙0（ゼロ）を重点目標に掲げ、子どもたちへの危害防止を絶対的に優先的に強く進めたいです（いじめ・虐待でもあり、救済すべきです）。 ※子どもたちの受動喫煙0（ゼロ）実現のタイムスケジュール立案と戦略・戦術を早急に進めてください。（下記5項の実現化を含め）	子どもの受動喫煙についても重要な課題であると認識しております。「望まない受動喫煙」が起こらないよう引き続き喫煙や受動喫煙のリスクについて啓発して参ります。	修正なし
5	-	上記4項とともに、「未成年や妊娠中・授乳期中の喫煙をなくす、公共施設や事業所・屋外等における禁煙の推進、家庭内や車内など私的空間における受動喫煙の防止」など啓発にとどまらず、義務的な制度化やルール化が必須かと思えます。 改正健康増進法の見直しも現在進められていて、これらの内容が盛り込まれるかどうか不明ではありますが、貴市、また県レベルでも、上記および以下の実効化推進を是非よろしくお願いします。 【兵庫県受動喫煙防止条例】 第19条 何人も、20歳未満の者及び妊婦と同居する住宅の居室内、これらの者と同居する自動車の車内その他これらの者に受動喫煙を生じさせる場所として規則で定める場所においては、喫煙をしてはならない。 第10条 喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に20歳未満の者及び妊婦を立ち入らせてはならない。 ・入口に表示義務：喫煙区域への20歳未満の者及び妊婦の立ち入りが禁止されている旨の掲示の義務付け 第14条 20歳未満の者及び妊婦は、喫煙区域に立ち入ってはならない。 第20条 妊婦は、喫煙をしてはならない。 ※4項の「子どもたちの受動喫煙0（ゼロ）を重点目標」と5項については、学校では学校薬剤師や薬剤師会との連携、子育て支援課、こども家庭センター、学校教育課、市民課（生活保護所帯など）の関与などが可能でしょうか、保護者への働きかけが必須かと思えます。医師会関連で、小児科医、医療機関などの協力はどのようにか？	改正健康増進法や愛知県の動向を注視し、中間評価で見直しを図ってまいります。	修正なし
6	P.18	18ページの 1. 生活習慣病・重症化予防 に 認知症 も入れ、触れてはどうでしょうか。 認知症発症には多くの要因がありますが、喫煙の影響もかなりあると指摘されているところで、若年からの生活習慣の改善により、認知症の予防は可能で、そのエビデンスが多く集積されてきています。 参考 認知症予防と禁煙・喫煙の関連資料 https://notobacco.jp/pslaw/ninchisyokinen.html	認知症等も含めた様々な疾患の予防として、正しい生活習慣の啓発に努めていきたいと考えております。計画には便宜上、津島市において特に取り組んでいくべき課題として、がん・循環器疾患・糖尿病を特筆し、記載させていただきます。	修正なし